

(いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」<いじめ防止対策推進法第2条定義より>  
「児童等は、いじめを行ってはならない」<いじめ防止対策推進法第4条>

1. いじめの防止に関する本校の考え方

(1) 学校教育目標

「ともに学び、活動し、やりぬくよろこびを創造する ー学びを力にー」

《子どもに育みたい3つの力》

「考える力」…多様なものの見方・判断力をつける

「つながる力」…人との出会い・仲間とのつながりを糧にできる

「やりぬく力」…自分に負けない、あきらめない

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「地域の子どもを育てる」ことを自覚し、部落差別をはじめあらゆる差別を許さず、人と人が豊かにつながりあう地域づくりを担う子どもの育成をめざし、自分も人も大切にされることを実感できる子どもを育てることを目標に、教育活動を進めている。

また、いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらにいじめの兆候に気づいた場合は、学級担任だけでなく、児童一人一人に応じた指導・支援を、学校全体で組織的に行い、必要に応じて、関係機関との連携も図りつつ、以下の基本的認識を持ちながら、いじめ防止等のための対策を行っていく。

- ア. いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。
- イ. いじめられている児童の立場に立ち、早期発見に努める。
- ウ. 「いじめ対策委員会」を中心に、組織的な対応を行う。
- エ. いじめられている児童及び保護者に対する支援を継続して行う。
- オ. いじめに関係した家庭と連携し、指導や支援を継続して行う。

(3) 学校及び教職員の責務

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、豊中市教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

## 2. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組み

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こり得る。いじめは、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

#### (すべての児童への指導)

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許さないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
- ②学校教育活動全体を通して、児童自身が、いじめを見抜き、いじめを許さず、いじめを乗り越える力を、獲得できるよう指導する。さらに、気持ちを出し合い、豊かにつながることで民主的に解決できる人と人との関係があることを、実感として獲得できるよう支援する。
- ③周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう支援する。

#### (具体的な取組み)

##### ア. 子どもとの信頼関係の構築と学級・学年集団づくり

\*学級開き、学年集会、学級通信、班づくり、行事、表現活動、児童会活動等

##### イ. どの子どもにも学ぶ力を保障する授業づくり

\*授業研究、学力定着テスト、音読、反復学習、図書館教育等

##### ウ. 子ども情報の共有と子ども観の共有

\*子ども支援特別委員会、職員朝会、学年会、ブロック会、支援担当者会、二部会(人権教育部会・学力保障部会)、全体会(子どものことを知る会等)等

##### エ. 子ども理解力の向上と子ども対応についての相互検証

\*校内研(集団づくり、支援教育など)や日常的な交流等

##### オ. 保護者・地域との信頼関係の構築と情報の交流

\*1年家庭訪問、参観・懇談、個人懇談、地域行事の協働・参画等

##### カ. 報告・連絡・相談の徹底

\*校内組織として対応。管理職を含め、首席・児童生徒支援コーディネーター・生活指導担当教諭を中心に当該児童に  
関係する教職員で生活背景を含む 子ども情報の共有と総合的な分析と対応判断。保護者への連絡も含む。

\*関係機関との連携

##### キ. 人権文化の価値観が貫く学校づくり

\*管理職・教職員からの日常的な発信、人権講演会、情報モラルに関する学習と指導、開かれた学校等

### (2) いじめの早期発見

いじめは、他の児童の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたりしているなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。このことを全教職員が認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知する。

(いじめの早期発見のための具体的な措置)

ア. チャイム着席と時間厳守での授業開始

イ. 教職員による朝の健康観察と欠席者への連絡・確認の徹底ウ.

家庭訪問、懇談

エ. 集団づくり(班活動など)の推進

オ. 子ども「げんき調査」の実施(年3回)

カ. 子ども寄り添い週間の実施(年3回)

キ. 「いじめ対策委員会」の開催(随時)

ク. 「子ども支援特別委員会」の開催(毎週1回)

ケ. スクールソーシャルワーカー(毎週1回)やスクールカウンセラー(月1回)とのケース会議(随時)

コ. 地域担当者会(こども園、小学校、中学校、人権平和センタースタッフ)

(3) いじめに対する措置(組織的な対応)

いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、情報共有するとともに、速やかに関係児童から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無の確認を行う。いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合は、全教職員が一致協力して、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を守るとともに、「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに方針を提起し、再発防止に向けて、継続的な指導を行う。

- ① いじめの発見、通報を受けた場合は、速やかに校長、教頭に報告し、首席もしくは児童生徒支援コーディネーター、および当該学年団で対応方針を相談する(いじめ対策委員会)。
- ② 「子ども支援特別委員会」(校長、教頭、首席、児童生徒支援コーディネーター、生活指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者、スクールソーシャルワーカー、(スクールカウンセラー)に報告し、いじめ認知の判断・確認をする。
- ③ いじめ対策委員会を中心に、関係児童から丁寧に事情を聴き取るとともに、まわりの児童からの情報収集を行い、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
- ③ いじめが確認された場合は、全教職員に情報提供するとともに、全教職員が一致協力して、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を守るとともに、真の解決や再発防止に取り組めるよう、速やかに指導体制及び対応方針を決定する。
- ④ いじめを受けた児童及びいじめた児童の保護者に対しては、面談などの方法で、丁寧に事実関係を伝え、今後の対応への理解と協力を依頼する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また、必要に応じて警察署や関係諸機関と連携、相談し、対応方針を検討する。なお、児童に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ⑦ ネット上の書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑧いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、謝罪を行った後、次の2つの要件が満たされている場合とする。

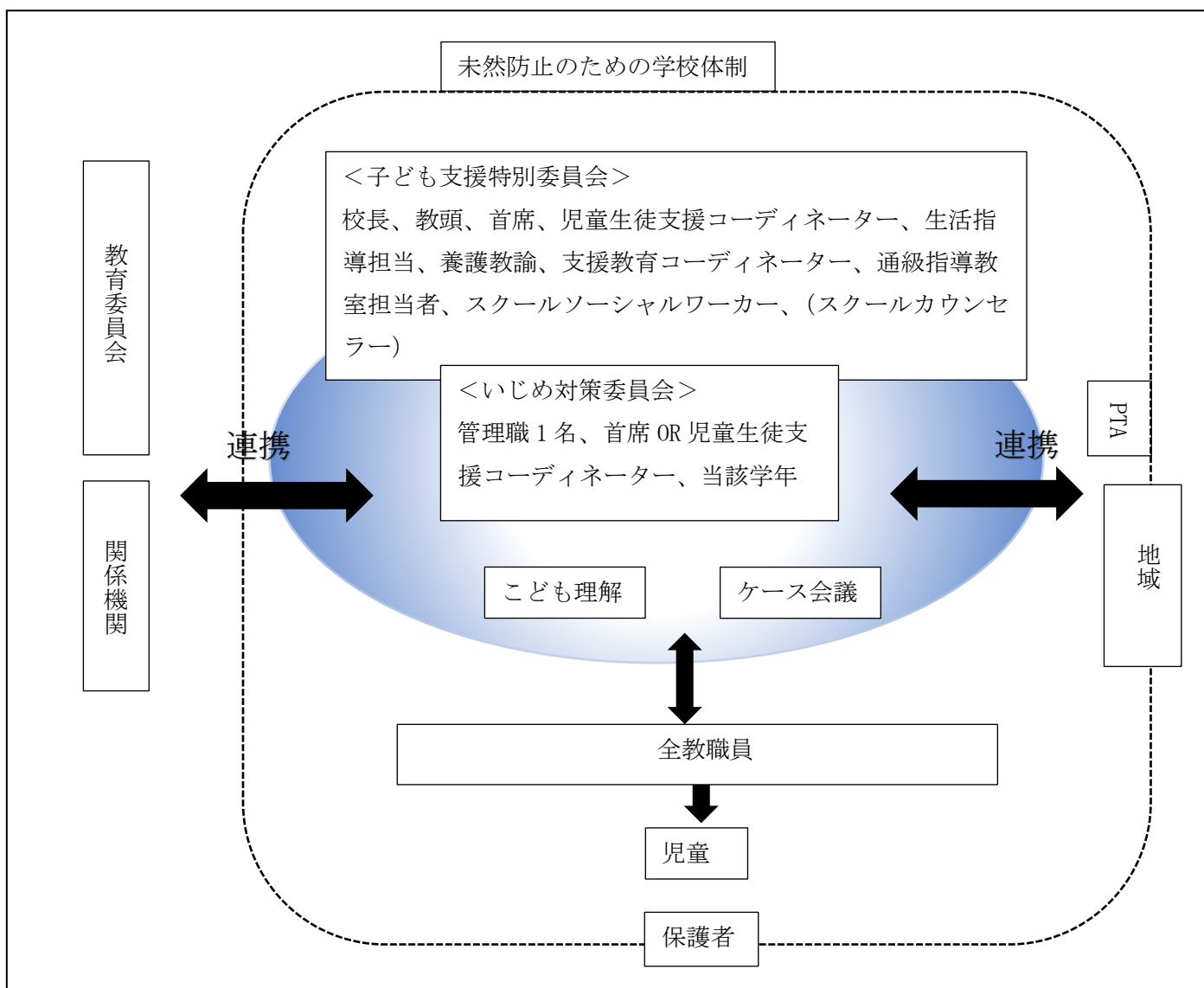
- ・いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

- ・いじめを受けた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

⑨いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「子ども支援特別委員会」において、いじめが解消に至るまで、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、教職員に確実に指示し、適切に支援する。

### 3. いじめに対する校内児童支援体制（組織的対応）



\*未然防止、早期発見のための教職員の「いじめ」に対する基礎理解のための研修の実施

#### 4. いじめ事案の対応フロー

##### 早期発見



- 児童の発するサインをキャッチする
- 定期的に調査等を実施し、実態把握に努める
- 教職員間での情報交流を積極的に行う
- 児童との人間関係を深め、相談しやすい雰囲気をつく

##### 「いじめ」の把握

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

##### 緊急対応（組織的対応）

##### 事実関係の把握

- ①被害の態様（暴力、言葉等）
- ②被害の状況（時、場所、人数等）
- ③集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害児童の様子
- ⑥加害児童の様子（他の問題行動等）

##### 指導体制・対応方針等の決定

- ①人権侵害であるという視点を持つ
- ②被害児童（保護者）の痛みを共感する
- ③被害児童の立場に立つ
- ④いじめの背景にも目を向ける
- ⑤集団全体を見据えて指導する
- ⑥指導体制を整えて組織的対応を行う
- ⑦単に謝罪をもって解消したとはとらえない
- ⑧必要に応じて、関係機関と連携する

保護者への対応  
・訴えの傾聴  
・具体策の提示  
・協力依頼

被害児童への支援・援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的事実を受け止める</li> <li>・具体的支援策を示し、安心させる</li> <li>・良い点を認め励まし、自信を与える</li> <li>・人間関係の確立、拡大をめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係、背景、理由等の確認</li> <li>・不満、不安等の訴えを十分に聴く</li> <li>・被害児童の痛みに気づかせる</li> <li>・課題を克服するための援助を行う</li> <li>・役割を与え、所属感を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループへの指導</li> <li>・学級全体への指導</li> </ul>

##### 中長期対応

- ①観察、継続支援
- ②面談による状況確認
- ③集団づくりの充実
- ④対応の検証及び教訓化

5. いじめ防止等に関する年間計画

	学校行事・地域行事	児童会	調査	研修	いじめ防止等
4月	入学式・始業式 学級開き 1年家庭訪問 懇談	1年生を迎える会 児童朝会 あいさつ運動 校外児童会 委員会活動		学校経営方針 校内研修	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会
5月	遠足 おりづる集会 ふれあい研究集会 (協働授業)	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動 クラブ活動		校区指導者交流会 子どものことを知る 会	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会 タブレットの使い方指導
6月	修学旅行 林間学舎	児童朝会 あいさつ運動 募金活動 委員会活動 クラブ活動	子ども寄り添い 週間(子どもげ んき調査①)	校内研修	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会
7月	個人懇談 平和パネル展 平和学習報告会 終業式 納涼祭(十八中校区) 学習相談	児童朝会 あいさつ運動 校外児童会		授業研 市人研夏季研 校内研修 いじめ予防研修	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会
8月	始業式 学級開き			地域合同研修会 校内研修 大人研夏季研	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会
9月	土曜参観・全校合唱	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動			生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会
10月	運動会 地区体育祭	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動 クラブ活動		18中校区人研	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会
11月	観劇会	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動	子ども寄り添い 週間(子どもげ んき調査②)	授業研	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会
12月	個人懇談 小中交流会(体験入学) 終業式	児童朝会 あいさつ運動 校外児童会 クラブ活動			生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会
1月	始業式学級開き	児童朝会 あいさつ運動 クラブ活動 募金活動		授業研	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会
2月	(ふれあいフェスティバル (十八中校区))新1年生 学校見学会 参観・懇談	児童朝会 あいさつ運動 委員会活動	子ども寄り添い 週間(子どもげ んき調査③)	人権講演会 (十八中校区) 子どものことを知る 会	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会 ブロック会
3月	卒業式・修了式	6年生を送る会 あいさつ運動 クラブ活動		研究総括(人権・ 学力)	生活・安全部会 子ども支援特別委員会 学年会

\*いじめ未然防止、早期発見、早期解決に向けての組織（通年）

	内 容
いじめ対策委員会	指導体制及び対応方針の決定
子ども支援特別委員会	情報共有・実態把握・支援プラン等検討
学年会	子どもの状況把握
生活・安全部会	安心・安全な学校づくりの企画・点検
子どもの情報交流（職員朝会）	日々の子どもの様子についての情報交流
十八中校区地域担当者会	校区学校園所・関係機関での情報交換

<参考>

**いじめに関する相談窓口**

教育相談窓口（児童生徒課 生徒指導係 青年の家いぶき内）

電話番号 06-6866-0783  
（月曜日～金曜日 10時～17時受付）

教育相談総合窓口（児童生徒課 教育相談係 教育センター内）

電話番号 06-6840-8121  
（月曜日～金曜日 9時～17時受付）

こども総合相談窓口（こども支援課 とよなかハートパレット内）

電話番号 06-6852-5172  
（365日 24時間）

こども専用フリーダイヤル（こども支援課）

電話番号 0120-307-874（通話料無料）  
（365日 24時間）

とよなかつ子 LINE

タブレットの専用アプリ「LINEで相談」からアクセス  
毎週水曜日 17時から21時（受け付けは20時30分まで）

<備考>平成26年（2014年）3月12日作成

平成26年（2014年）9月3日改訂

平成29年（2017年）12月1日改訂

令和3年（2021年）2月22日改訂

令和4年（2022年）5月31日改訂

令和5年（2023年）5月22日改訂

令和6年（2024年）5月20日改訂

令和7年（2025年）9月2日改訂